



2021年4月14日

各位

会社名 株式会社くふうカンパニー  
 代表者名 代表取締役 堀口 育代  
 代表取締役 新野 将司  
 (コード番号：4399 東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役 菅間 淳  
 (TEL. 03-6264-2323)

### 資金の借入に関するお知らせ

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、資金の借入（以下、「本借入」）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 資金の借入の理由

本日公表いたしました「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社との資本業務提携契約の締結、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社株券（証券コード：6192）に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、本借入は、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」）及び同社が実施する第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」）の引受けに充てることを目的としたものです。本公開買付け及び本第三者割当増資の手続きを円滑且つ迅速に進めるため、本借入は借入先が当社の支配株主である穂田誉輝となりますが、本借入により調達する資金については、金融機関からの借入による借換えを実施する予定です。

#### 2. 資金借入の内容

借入先	穂田誉輝（注1）
借入金額	23億円
借入利率	年0.5%（固定金利）
借入実行日	2021年5月21日より6月4日までの間
返済期限	6ヶ月（期限前弁済可）（注2）
担保の有無	無担保

（注1）穂田氏は、当社の取締役であり、当社の議決権を56.88%保有しています。

（注2）金融機関からの借入を実施次第、本借入により調達する資金は返済を予定しております。

#### 3. 今後の見通し

本借入による、2021年9月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

本借入は、借入先が当社の支配株主である穂田誉輝氏（以下、「穂田氏」）であることから、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2020年12月23日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「独立当事者間取引を前提として、一般取引と同様に取引条件を交渉し、取締役会の事前承認及び事後報告（一度承認を得た通例取引については事後報告）を得ます。」と定めております。

当社は、後記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の各事項に加えて、本借入の取引条件について、本借入を行うことの合理性及び本借入の取引条件について十分な検討を行った上で本借入の実行を決定していることから、当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況」とおり、本借入は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、後記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の各事項を講じております。

さらに、利益相反を回避するための措置として、穂田氏は、本借入に係る当社の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において、本借入に関する検討、協議及び交渉にも参加しておりません。

#### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本借入の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、支配株主との間に利害関係を有しない当社の社外取締役（監査等委員）である田丸正敏氏、西村清彦氏及び飯田耕一郎氏の3名から構成される特別委員会を、2021年3月19日に取締役会決議をもって設置し、特別委員会の判断の取扱いについては最大限尊重して意思決定を行う旨の決議した上で、特別委員会に対して、当社による本借入を行うことについての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

特別委員会は、本日までの間に合計3回開催され、当社は、特別委員会から、①当社によるハイアス・アンド・カンパニー株式会社の買収のために穂田氏から資金調達を行うという目的は正当であること、②独立役員を含む、支配株主から独立した社外取締役3名から構成される特別委員会を設置され、特別委員会において、案件詳細の聴取、取引条件及びその決定過程等に関する質疑がなされ、金融機関からの借入の条件等との比較を行い、十分な審議を行って、少数株主の利益を確保するための公正な手続きが実施されていること、③本借入の取引条件は、金融機関との取引条件を考慮して合理的に決定された条件であり、妥当であることから、当社による本借入を行うことの当社取締役会における決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書を、2021年4月13日付で入手しております。

以上